

令和8 年度
三戸町職員採用試験実施要綱
〔保健師〕



問い合わせ先
受験申込書請求先
受験申込先

青森県三戸町役場総務課庶務班

〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 43 番地

TEL:0179-20-1115(総務課直通) 内線 2214 番

<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>E-mail:saiyou@town.sannohe.lg.jp

1. 試験の種類、試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
保健師	3名	住民健康診査、予防接種、母子保健、高齢者の介護保険事業等における専門業務に従事する。

2. 受験資格

次のいずれにも該当する者であること

- (1) 平成3年4月2日以降に生まれた者で保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定による保健師免許を有する者又は令和9年3月31日までに実施される保健師の国家試験により、保健師免許を取得する見込みの者
- (2) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 三戸町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の日時、場所及び合格発表

試験日	場所		合格発表	
	試験地	試験会場	発表日	発表方法
令和8年7月12日(日) 午前9時から	三戸町	三戸町役場	8月上旬	受験者全員に合否を書面で通知するほか、役場掲示板及び町ホームページ上に合格者の受験番号を掲示する。

4. 試験の方法

公益財団法人日本人事試験研究センターの試験実施要項に基づく次に記載する「各種検査」、「作文」及び「個別面接」を行います。

試験科目等	出題分野・出題数・解答時間
性格特性検査	公務員に求められる資質に関連する性格傾向の検査・150題・20分
職場適応性検査	公務の職業生活への適応性に関連する性格傾向の検査・150題・20分

5. 受験の手続及び申込受付期間


(1) 申込受付期間

令和8年4月17日(金) から令和8年5月25日(月) まで

書類提出の場合の受付時間は、平日の午前8時15分から午後5時までです。(ただし、土・日曜日及び祝祭日は閉庁日ですので、受け付けできません。)

郵送による場合は、**令和8年5月25日(月) 必着**です。

(2) 手続

受験申込方法	インターネットによる電子申請	三戸町役場公式ホームページの「総務課」-「職員採用案内」に掲載する該当試験ページの URL から入力して送信してください。		
	紙媒体による書類の提出	役場に持参する場合		以下の書類を総務課庶務班に提出してください。 ◎採用試験受験申込書（写真添付） ◎履歴書（写真添付） ●保健師免許証の写し（免許を所持している場合に限る） ※ 添付する顔写真は6ヶ月以内に撮影したもので、縦4cm×横3cmのもの添付。 ※ ◎印の書類は、下記いずれかの方法により入手したものを使用すること。
		郵送する場合		封筒の表に「保健師請求」と朱書し、直接持参する場合と同様の書類を三戸町役場総務課庶務班まで郵送してください。
		申込用紙の入手方法	役場で受け取る場合	三戸町役場総務課庶務班（役場庁舎2階）で配布します。
郵送で請求する場合	封筒の表に「保健師請求」と朱書し、140円（速達による送付を希望の場合は440円）分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、三戸町役場総務課庶務班宛てに郵送で請求してください。			
受験票の交付	電子申請者	登録したメールアドレスに、6月中旬までに送信します。 ◎印刷した 受験票 を第1次試験当日に持参し、顔写真付きの身分証明書（運転免許証、学生証等）と一緒に受付にご提示ください。		
	書類提出者	受験票は、6月上旬に発送します。		
	受験票が6月27日（土）までに届かない場合は、三戸町役場総務課庶務班に至急連絡してください。			

6. 採用予定年月日

令和9年4月1日

※ 保健師免許を取得見込みで受験した場合は、保健師免許証を確認してからの採用となります（免許が取得できない場合は採用されません）。

7. 給与等

給与は、三戸町職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

保健師の初任給（令和8年4月1日現在）は、269,100円です。

なお、採用前の職歴などにより加算措置があります。